



作成日 2010/04/28

改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|----------|----------------------|
| 化学品の名称 | 天端レベラー (GHS) |
| 製品コード | CE-F01-1057 |
| 供給者の会社名称 | 宇部興産建材株式会社 |
| 住所 | 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館 |
| 電話番号 | 03-5419-6206 |
| FAX番号 | 03-5419-6265 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|----------|---|
| 物理化学的危険性 | 可燃性固体 区分外 |
| 健康有害性 | 急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 腎臓 免疫系) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H302 飲み込むと有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H314 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
H350 発がんのおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、腎臓、免疫系の障害

注意書き 予防策

粉じんを吸入しないこと。(P260)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

廃棄

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学名又は一般名

混合物
セメント混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|------------|----------|---------------------|----------|-----|------------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| ポルトランドセメント | 15~25% | 不明 | | | 65997-15-1 |
| 石膏 | 1~5% | CaSO4 | (1)-193 | 公表 | 7778-18-9 |
| フライアッシュ | 0~5% | 不明 | | | |
| 高炉スラグ | 5~20% | 不明 | | | |
| 石英 | 60~70% | SiO2 | (1)-548 | 公表 | 14808-60-7 |
| 硫酸アルミニウム | 0~2% | Al2(SO4)3 ・14H2O | (1)-25 | 公表 | 10043-01-3 |
| その他 | 0~5% | 不明 | | | |

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及びアルミニウム及びその水溶性塩(法令
有害物(法第57条の2、施行令 指定番号:37)
第18条の2第1号、第2号別表 ポルトランドセメント(法令指定番号:
第9) 545の2)
結晶質シリカ(法令指定番号:165の2)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。
刺激が続くようであれば、医師の診療を受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

特有の危険有害性

それ自身には火災による危険有害性は無い。

消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

大気拡散しないように留意する。

漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。

大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

| | | |
|-----|----------|---|
| 取扱い | 技術的対策 | 眼、皮膚に触れないように保護眼鏡、保護手袋を着用する。 粉塵を吸入しないように、防塵マスク等適切な保護具を着用する。 |
| | 安全取扱注意事項 | 目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。 内容物を故意に吸い込まないこと。 換気の良い場所で取り扱うこと。 眼、皮膚との接触を避けること。 |
| | 衛生対策 | 取扱い後は、うがい、洗眼、手洗いを励行する。 「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをする。 |
| | 保管 | 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 湿気を避ける。 |
| | 安全な容器包装材 | 情報なし |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|------------|------------------------|---|----------------------------------|
| ポルトランドセメント | 未設定 | 【第2種粉塵】吸入性粉塵: 1 mg/m ³ 、総粉塵: 4 mg/m ³ | TWA: 1 mg/m ³ (E, R) |
| 石こう | 未設定 | 未設定 | TWA 10 mg/m ³ |
| 石英 | 0.025mg/m ³ | 吸入性粉塵: 0.03 mg/m ³ | TWA: 0.025 mg/m ³ (R) |

| | | |
|-------------|---|--|
| 設備対策 保護具 | 呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具 | 取扱いは換気のよい場所で行う。 防塵マスク、簡易防塵マスク。 保護手袋 保護眼鏡 保護服、保護長靴等 |
|-------------|---|--|

9. 物理的及び化学的性質

| | | |
|--------------------|------------------|--------------------|
| 外観 | 物理的状態 形状 色 | 固体 固体(粒状) 灰色 |
| 臭い | | 無臭 |
| 臭いのしきい(閾)値 | | データなし |
| pH | | 11 ~ 13 |
| 融点・凝固点 | | 1350°C |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | | データなし |
| 引火点 | | データなし |
| 蒸発速度 | | データなし |
| 燃焼性(固体、気体) | | 爆発性無し |
| 燃焼又は爆発範囲 | 下限 上限 | データなし データなし |
| 蒸気圧 | | データなし |
| 蒸気密度 | | データなし |
| 比重(密度) | | 2.60 - 3.00 |
| 溶解度 | | 水に難溶 |
| n-オクタノール／水分配 係数 | | データなし |

| | | |
|-------------------|----------|---|
| 自然発火温度 | | データなし |
| 分解温度 | | データなし |
| 粘度(粘性率) | | データなし |
| 動粘性率 | | データなし |
| その他 | | 水硬性 |
| 10. 安定性及び反応性 | | |
| 反応性 | | 情報なし |
| 化学的安定性 | | 水と反応して安定固化する。 |
| 危険有害反応可能性 | | 標準的条件では危険な反応をしない。 |
| 避けるべき条件 | | 水、湿気。 |
| 危険有害な分解生成物 | | なし |
| 11. 有害性情報 | | |
| 急性毒性 | 経口 吸入 | 製品の急性毒性推定値=1,535 mg/kg 製品の急性毒性推定値=0 mg/L |
| ポルトランドセメントとして | | |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | | 水と接触すると強アルカリ性(pH12~13)を示すことより区分1とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | | 皮膚腐食性であることより区分1とした。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | | 気道刺激性があるとの報告(ACGIH (7th, 2010))より、区分3(気道刺激性)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | | 吸入経路では、ヒトにおいて良性の塵肺症を生じ、気管支炎、呼吸困難、咳、痰、肺気腫、胸痛がみられるとの報告がある(ACGIH (7th, 2010)、DFGOT vol. 11 (1998))ことから区分1(呼吸器)とした。実験動物についての有用な情報はない。 |
| 硫酸アルミニウム14水和物として | | |
| 急性毒性(経口) | | マウスLD50=6,207 mg/kg |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | | 軽度の刺激性 |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | | 軽度の刺激性 |
| 石英として | | |
| 生殖細胞変異原性 | | In vivoでは、遺伝子突然変異試験で陽性、マウス肺組織のhprt遺伝子突然変異試験で陰性、腹腔内投与によるマウス小核試験で陰性、ヒトリンパ球の染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陽性、ラット肺、末梢血を用いた酸化DNA傷害試験で陽性又は陰性、ラット肺上皮細胞のDNA切断試験で陽性である。また、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験で陽性、陰性の結果、哺乳類培養細胞の小核試験で陽性、陰性の結果、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陰性である。以上より、ガイダンスに従い、区分2とした。 |
| 発がん性 | | IARC:グループ 1、日本産業衛生学会:第1群、NTP:K に分類されていることより、区分1Aとした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | | ヒトにおいて、呼吸器、自己免疫疾患、腎臓への影響が確認されている。したがって、区分1(呼吸器、免疫系、腎臓)とした。 |
| 12. 環境影響情報 | | |
| その他 | | 接触水はアルカリ性(pH11~13)を呈するため、環境に影響を及ぼさないように注意する。 |

硫酸アルミニウム14水和物として
水生環境有害性(急性)

魚 (fathead minnow) 96h-LC50=33.9 mg/L
甲殻類 (Daphnia magna) 48h-EC50=38.2 mg/L

石英として
水生環境有害性(急性)

非晶質シリカを用いて試験されたデータで、甲殻類 (オオミジンコ) の24時間LL50 > 10,000 mg/L、魚類 (ゼブラフィッシュ) の96時間LL0 = 10,000 mg/L (いずれもSIDS, 2013) であることから、区分外とした。

13. 廃棄上の注意
残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78, Annex II, and
the IBC code

該当しない
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報

該当しない
該当しない
該当しない
非該当
非該当

特別の安全対策

該当しない
転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に被覆シートをかけて輸送する。
梱包袋が破れない様に、水濡れや乱暴な取り扱いを避ける。
また、荷崩れしない様に取り扱うこと。
その他、『7. 取扱い及び保管上の注意』の項の記載による。

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

水質汚濁防止法
大気汚染防止法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法
水道法

じん肺法

16. その他の情報

記載内容の取扱い

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質
(中央環境審議会第9次答申)

梱品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通
省告示)

有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令
101号)

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

平成29年8月3日、労働安全衛生法施行令別表
第九にポルトランドセメントの追加が公布されまし
た。平成30年7月1日より施行され、この物質及び
これを据切値以上含む混合物については、職場で
のラベル表示、SDS交付及びリスクアセスメントが
義務付けられます。

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基
づいて作成しておりますが、記載データや評価に関
しては、いかなる保証もなすものではありません。
また、注意事項は通常取扱いを対象としたもの
ですので、特別な取扱いをする場合には新たに用
途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い
願います。